

※虚偽記載が判明したものは無効となります。

誓 約 書

令和 年 月 日

倉敷市長様

住所又は所在地.....

氏名又は名称
及び代表者名.....



下記事項について、誓約いたします。

これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して倉敷市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

- 貸付に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者ではありません。
- 次のいずれかに該当する者でその事実があった後3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用する者ではありません。
 - 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、又は不正の利益を得るために連合した者
 - 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - 正当な理由がなく、契約を履行しなかった者
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号（裏面参照）に該当する者ではありません。
- 申込物件を上記3に該当する暴力団が使用する用途に供しません。また、これらの者の依頼を受けて申込みするものではありません。このほか公序良俗に違反する用途又は公共の福祉に反する用途に供しません。
- 市有地一時貸付（入札方式）参加の手引きの内容を全て承知のうえ参加しますので、後日これらの事柄について倉敷市に対し一切の異議、苦情等は申しません。

【参照】

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抄）〔平成三年五月十五日法律第七十七号〕

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 暴力的不法行為等 別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。
- 二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- 三 指定暴力団 次条の規定により指定された暴力団をいう。
- 四 指定暴力団連合 第四条の規定により指定された暴力団をいう。
- 五 指定暴力団等 指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。
- 六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

（略）

第四条 公安委員会は、暴力団（指定暴力団を除く。）が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該暴力団を指定暴力団の連合体として指定するものとする。

- 一 次のいずれかに該当する暴力団であること。
- イ 当該暴力団を構成する暴力団の全部又は大部分が指定暴力団であること。
- ロ 当該暴力団の暴力団員の全部又は大部分が指定暴力団の代表者等であること。
- ハ 当該暴力団を構成する暴力団の全部若しくは大部分が指定暴力団若しくはイ若しくはロのいずれかに該当する暴力団であり、又は当該暴力団の暴力団員の全部若しくは大部分が指定暴力団若しくはイ若しくはロのいずれかに該当する暴力団の代表者等であること。
- 二 名目上の目的のいかんを問わず、当該暴力団を構成する暴力団若しくは当該暴力団の暴力団員が代表者等となっている暴力団の相互扶助を図り、又はこれらの暴力団の暴力団員の活動を支援することを実質上の目的とするものと認められること。